

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月12日

【会社名】 東海カーボン株式会社

【英訳名】 TOKAI CARBON CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長坂 一

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山一丁目2番3号

【電話番号】 03-3746-5100（代表）

【事務連絡者氏名】 総務部長 加納 大輔

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山一丁目2番3号

【電話番号】 03-3746-5100（代表）

【事務連絡者氏名】 総務部長 加納 大輔

【縦覧に供する場所】 東海カーボン株式会社大阪支店  
（大阪府大阪市北区小松原町2番4号）  
東海カーボン株式会社名古屋支店  
（愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1．当該事象の発生日

2025年2月12日（取締役会決議日）

### 2．当該事象の内容

#### (1) 減損損失（連結）及び関係会社株式評価損（個別）の計上

当社グループのスメルティング&ライニング事業の資産について、収益性が低下し、のれんを含む当該資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、取得時に計上したのれん及び顧客関連資産等の未償却残高について減損処理を実施し、減損損失を特別損失として計上いたしました。

上述の要因により、個別決算においても、関係会社株式評価損を特別損失として計上いたしました。

#### (2) 事業再編構築費用及び減損損失の計上（個別）

当社は、滋賀工場（滋賀県近江八幡市）の生産終了（2025年7月予定）に伴い、黒鉛電極製造設備に係る解体撤去費用等の見積額について、事業再編構築費用を特別損失として計上いたしました。併せて、同設備の回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、減損処理を実施し、減損損失を特別損失として計上いたしました。

### 3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年12月期の個別及び連結決算において、下記のとおり特別損失を計上いたしました。

#### < 連結 >

減損損失 61,239百万円

#### < 個別 >

関係会社株式評価損 31,861百万円

事業再編構築費用 4,101百万円

減損損失 2,646百万円

なお、関係会社株式評価損は、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

以上